

経 済 産 業 省

20250930 貿局第3号

輸出注意事項2025第23号

輸入注意事項2025第11号

経済産業省貿易経済安全保障局

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）及び「「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」の一部改正について」（令和7年3月7日付け輸出注意事項2025第8号・輸入注意事項2025第4号）を廃止する規程を次の通り制定する。

令和7年10月3日

経済産業省貿易経済安全保障局長 成田 達治

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」及び「「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」の一部改正について」の廃止について

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）及び「「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」の一部改正について」（令和7年3月7日付け輸出注意事項2025第8号・輸入注意事項2025第4号）は、令和7年10月11日限りで廃止する。